

モデルケース③

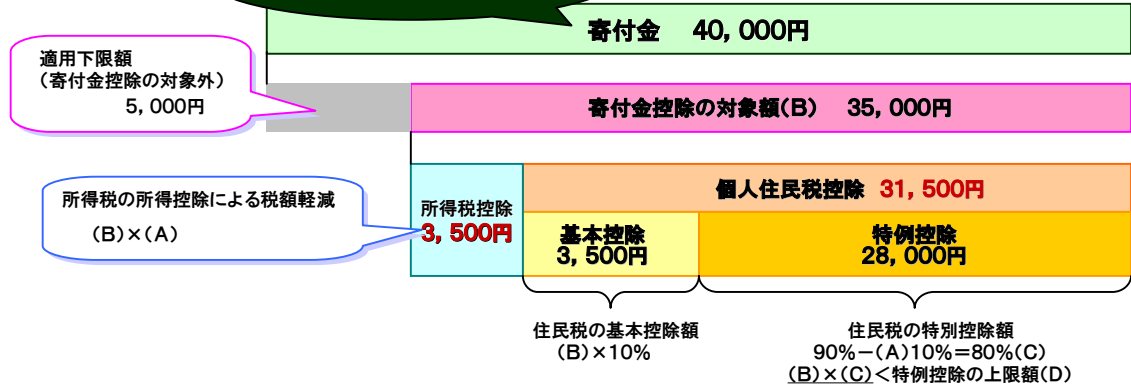
夫婦+子ども2人(給与収入700万円)
個人住民税(所得割額)が293,500円だった場合

*子どものうち一人が特定扶養親族に該当するものとしています。
*個人住民税は、一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
*個人住民税(年額)は所得割に係るもので、このほか均等割が課税されます。



- 所得税の限界税率⇒10%…(A)
- 住民税の特例控除の上限
(住民税所得割額の1割)=293,500円×1割⇒29,400円…(D)

4万円(8口) 寄付した場合



5万円(10口) 寄付した場合

